

一般社団法人 古河市建設業協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人古河市建設業協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を茨城県古河市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、社員相互の協力によって建設業の技術的、経済的及び社会的向上を図り、もって公共の福祉を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建設業の技術及び経営の改善に関する調査研究、指導並びに奨励
- (2) 建設業に関する法制及び施策の調査研究、並びに建議
- (3) 建設業の社会的使命に関する宣伝啓発指導及び勧告
- (4) 関係機関及び団体との交渉連絡並びに提携
- (5) 地球環境とその温暖化対策に関する調査研究
- (6) 災害防止に関する啓蒙及び指導
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(社員の資格の取得)

第6条 茨城県古河市内において建設業を営む者は、当法人の社員となるべき資格を有する。

- 2 当法人の社員となるには、当法人が別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 社員は社員総会において定める入会および入会金・会費規程に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格の喪失)

第8条 社員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(退社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。ただし、6か月以上前に当法人に対して、予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 当法人の社員が、第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、法令の定める事項のほか、この定款で定める事項について決議する。

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第21条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 理事のうち、若干名を専務理事及び常務理事とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の満了する時までとする。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を運滞なく、理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

(権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとする。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 基金

(基金の募集)

第35条 当法人は、基金を引き受けるものの募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第36条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第37条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を

受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金分配の禁止）

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

（残余財産の帰属）

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の一般社団法人若しくは一般財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

以上、一般社団法人古河市建設業協会 の現行定款に相違なきことを証する

令和2年3月31日

一般社団法人古河市建設業協会

代表理事 菊池 忠行